

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月25日
【会社名】	鴻池運輸株式会社
【英訳名】	Konoike Transport Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長執行役員 鴻池 忠彦
【本店の所在の場所】	大阪府中央区伏見町四丁目3番9号
【電話番号】	06(6227)4600(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務執行役員 竹島 徹郎
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区伏見町四丁目3番9号
【電話番号】	06(6227)4600(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務執行役員 竹島 徹郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2021年6月24日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款に「酒類の販売・貿易業」を追加することで、輸出入酒類卸売業免許を取得し、さらなる業務拡大を図るため、事業の目的事項を一部変更する。

2. 変更の内容は、次のとおりである。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.	1.
~ (条文省略)	~ (現行どおり)
16.	16.
17. 一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、工具並びに食料品の販売・貿易業	17. 一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、工具並びに食料品・ <u>酒類</u> の販売・貿易業
18.	18.
~ (条文省略)	~ (現行どおり)
46.	46.
第3条 ~ (条文省略)	第3条 ~ (現行どおり)
第45条	第45条

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、鴻池 忠彦、鴻池 忠嗣、中山 英治、竹島 徹郎、大田 嘉仁、増山 美佳、藤田 泰介を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、小林 寛昭、星 千絵を選任する。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

株式報酬型ストック・オプションに係る報酬枠を廃止し、当社取締役(社外取締役を除く。)に対して、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与する。

また、第2号議案にて選任された取締役(社外取締役を除く。)が保有する株式報酬型ストック・オプションとしての未行使の新株予約権を権利放棄して、当社が無償取得する代わりに、選任された取締役(社外取締役を除く。)が放棄する新株予約権の目的である株式数と同数の譲渡制限付株式を報酬等として付与する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果	
					賛成割合(%)	可否
第1号議案	483,715	109	3	(注)1	98.8	可決
第2号議案				(注)2		
鴻池 忠彦	475,782	8,042	3		97.2	可決
鴻池 忠嗣	481,930	1,894	3		98.4	可決
中山 英治	481,936	1,888	3		98.4	可決
竹島 徹郎	481,285	2,539	3		98.3	可決
大田 嘉仁	480,665	3,159	3		98.2	可決
増山 美佳	480,299	3,525	3		98.1	可決
藤田 泰介	426,669	57,155	3		87.2	可決
第3号議案				(注)2		
小林 寛昭	478,289	5,535	3		97.7	可決
星 千絵	483,679	145	3		98.8	可決
第4号議案	481,282	2,541	3	(注)3	98.3	可決

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本定時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本定時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上